

質 疑 回 答 書

工事(委託)番号:07国補道建橋委第1号

工事(委託)件名:並木橋長寿命化補修設計業務委託

No.	質 疑	回 答
1	損傷状況がわかる資料(点検調書等)の開示をお願いいたします。	R4点検結果資料を参考資料として道路建設課担当窓口で公開いたしますが、現地確認のうえ見積願います。
2	高所作業車運転について、高所作業車賃料の単価は物価版と積算資料の平均を採用しているのでしょうか。物価版・積算資料を採用している場合は何月単価を採用しているかご教示ください。	高所作業車の単価については見積徴取単価を採用しております。
3	交通規制設備について、内訳金額は見積徴収単価によると考えてよろしいでしょうか。また、日数は昼×上下線2日、夜×上下線2日の認識でよろしいでしょうか。上記の単価又は日数が実際作業との乖離が生じた場合は協議の上、設計変更の対象とすることができると考えてよろしいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制設備の単価については見積徴取単価を採用しております。 ・予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。 ・必要に応じ、その都度協議いたします。
4	高速道路は4車線道路なので、車線あたりで作業することでしょうか。	当該箇所下の高速道路は6車線道路になります。調査方法については、受注者にて検討願います。
5	車線規制および高所作業車を用いた詳細調査は、昼間作業でしょうか。	昼間作業となります。
6	交通規制設備の費用に歩掛はありますか。	交通規制設備の単価については見積徴取単価を採用しております。
7	作業日数に乖離が生じた場合、協議の上設計変更の対象とする考えで宜しいでしょうか。	必要に応じ、その都度協議いたします。
8	業務内容に詳細調査があり、高速道路内での作業で、NEXCOとの協議、NEXCO契約の規制会社との調整等で、発注者想定金額や工程が異なる場合に変更契約が可能でしょうか。	必要に応じ、その都度協議いたします。
9	本工事費内訳書の「高所作業車」について、積算上の「規格(トラック架装・伸縮ブーム・バスケット型作業床高8~10m等)」及び「日数」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。
10	本工事費内訳書の「交通規制設備」について、積算上適用された「単価の引用図書(書籍名、頁数、図書上の項目名、割引等の補正率)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。

工事(委託)番号:07国補道建橋委第1号

工事(委託)件名:並木橋長寿命化補修設計業務委託

No.	質 疑	回 答
11	本工事費内訳書の「旅費交通費」について、積算上の区分は「土木設計業務」という認識でよろしいでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。
12	本工事費内訳書の「電子成果品作成費」について、積算上の区分は「概略、予備又は詳細設計業務」という	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。
13	本工事費内訳書の第0001号代価表「設計計画」～第0015号代価表「報告書作成」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名、頁数、基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。
14	質疑5について、積算上適用された「補正条件」及び「補正率算出のために使用した数量」を全てご教示いただけますでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。
15	本工事費内訳書の第0016号代価表「打合せ」～第0017号代価表「関係機関打合せ協議」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名、頁数、規格(土木設計業務等))」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。
16	本工事費内訳書の第0017号代価表「関係機関打合せ協議」について、積算上の「協議回数(○機関・回)」をご教示いただけますでしょうか。	1機関になります。
17	本案件について、見積歩掛を採用されている場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。	・第0001号代価表「設計計画」～第0015号代価表「報告書作成」については、見積徴取歩掛を採用しており、採用歩掛については開示いたしません。
18	本案件について、見積単価を採用されている場合、その「項目名」及び「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。	・「高所作業車」「交通規制設備」については、見積徴取単価を採用しており、採用単価については開示いたしません。
19	本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。
20	本業務における積算歩掛について、貴市で準拠されている基準または図書等がございましたらご教示いただけますでしょうか。	予定価格の算定に係る積算基準などの情報は、開示いたしておりません。